



島根県報

平成28年1月19日（火）

号外第3号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

農業近代化資金の利子補給率の一部改正	（農 業 経 営 課）	2
地域森林計画の変更	（森 林 整 備 課）	2
島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改正	（水 産 課）	2
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	（ " ）	3
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	（ " ）	4

告 示

島根県告示第48号

農業近代化資金の利子補給率（平成11年島根県告示第913号）の一部を次のとおり改正し、平成28年1月21日から施行する。

平成28年1月21日前に島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則（昭和37年島根県規則第1号）第4条の規定により利子補給の承認を受けている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成28年1月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表中「年0.4パーセント」を「年0.5パーセント」に改める。

島根県告示第49号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により公表し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年1月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

森林計画区の名称	縦覧に供する関係書類の名称	縦 覧 場 所
斐伊川森林計画区 （松江市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、出雲市）	斐伊川地域森林計画書	島根県農林水産部森林整備課 島根県東部農林振興センター 島根県東部農林振興センター雲南事務所 島根県東部農林振興センター出雲事務所
江の川下流森林計画区 （浜田市、江津市、大田市、川本町、美郷町、邑南町）	江の川下流地域森林計画書	島根県農林水産部森林整備課 島根県西部農林振興センター 島根県西部農林振興センター県央事務所
高津川森林計画区 （益田市、津和野町、吉賀町）	高津川地域森林計画書	島根県農林水産部森林整備課 島根県西部農林振興センター益田事務所
隠岐森林計画区 （隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村）	隠岐地域森林計画書	島根県農林水産部森林整備課 島根県隠岐支庁農林局

島根県告示第50号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱（平成13年島根県告示第267号）の一部を次のように改正する。

平成28年1月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第2中

「

年1.25% （新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年1.05%）	年1.25%	年1.25%	年1.05%
---	---	--------	--------	--------

年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年1.05%)	年1.25%	年0.4%	年0.4%
年1.25% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年1.05%)	年1.25%	年0.4%	年0.4%
年1.25% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
—	—	年1.25%	年0.4%	年0.4%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.4%	年0.4%

を

年1.25% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年1.05%)	年1.25%	年0.5%	年0.5%
年1.25% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年1.05%)	年1.25%	年0.5%	年0.5%
年1.25% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
—	—	年1.25%	年0.5%	年0.5%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.5%	年0.5%

に

改める。

附 則

- この告示は、平成28年1月21日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の規定は、平成28年1月21日以後に貸し付けられた別表第1の左欄に掲げる資金（以下「島根県漁業近代化資金等」という。）について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

島根県告示第51号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第268号）の一部を次のように改正する。

平成28年1月19日

島根県知事 溝口 善兵衛

別表中	「	年0.7%以内	を	「	年0.6%以内	に改める。
		年0.7%以内			年0.6%以内	
		年0.7%以内			年0.6%以内	
		年0.7%以内			年0.6%以内	
		年0.7%以内			年0.6%以内	
		年0.7%以内			年0.6%以内	
		年0.7%以内			年0.6%以内	
		年0.7%以内			年0.6%以内	
	」			」		

附 則

- 1 この告示は、平成28年1月21日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成28年1月21日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第52号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。

平成28年1月19日

島根県知事 溝口 善兵衛

第5条第2号中「0.7パーセント」を「0.6パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成28年1月21日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成28年1月21日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。